

議案第133号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与の種類及び決定の基準）</p> <p>第2条 水道局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（扶養手当）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>	<p style="text-align: center;">（給与の種類及び決定の基準）</p> <p>第2条 水道局企業職員で常時勤務を要するもの（<u>臨時に雇用される者を除く。</u>）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（扶養手当）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び<u>孫</u></p>

- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]

(退職手当)

第16条 [略]

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) [略]
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) [略]

3・4 [略]

(会計年度任用職員の給与)

第22条 水道局企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第 号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。

2 水道局企業職員で会計年度任用職員であるものが退職した場合における退職手当の支給については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

(退職手当)

第16条 [略]

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) [略]
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者

(3) [略]

3・4 [略]

(非常勤職員等の給与)

第22条 水道局企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

この条例中第5条の改正は公布の日から、第16条の改正は令和元年12月14日から、第2条及び第22条の改正は令和2年4月1日から施行する。